

V PTA活動のためのQ&A

Q1. 保護者からPTAへの加入を断られました（非加入・退会を希望している）。協力を得る（加入してもらう）には、どうすればよいでしょうか？

Ans.

近年、PTAへの加入・未加入問題が話題となっています。ご承知の通りPTAへの加入は、あくまで任意です。未加入（退会）という選択肢を選ぶ保護者がいても、なんら問題はありません。

では、なぜ加入したくないのでしょうか？ 理由はいろいろとあります。

保護者の皆さんが、共通して感じていることは、「面倒だから」。PTAの活動は、ボランティアといってよいでしょう。多忙な日常生活の中で、ご自身の貴重な時間をPTA活動に充てることは、なかなか大変なことです。会長自身も、家庭・仕事・子育てを行う中で、貴重な時間をPTA活動に充てていることと思います。

では、どうすれば良いのか？

まずは、非加入（退会）を希望される保護者とよく話をしましょう。その保護者の方には、非加入（退会）を希望する理由があります。「PTA活動に時間がとれない」、「会費が高い」、「他の保護者との関係が良くない」、「PTA活動がよくわからない」など、理由は様々です。まずは、その保護者の理由をしっかりと確認することが一番大切です。

次に、どのように加入を勧奨すればよいのか？

まずは、PTAの存在意義（理由）を説明しましょう。PTAの目的・性格は、冒頭で説明しているとおりです。杓子定規に説明しても、その保護者には伝わりません。ご自身の子どもさんも含めて、その学校にいる子どもたち全体のための活動であることは当然ですが、大切なのはその学校の保護者全体のための活動でもあることを説明することです。

これまで、PTAが70年間にわたり活動してきた中で、活動により様々な恩恵を受けることができました。「学校給食の法制度化」、「教科書の無償配布」、「学校保健（健康診断・保健室設置）」、「教職員定数の確保」などです。ただ、これらの話を説明しても、その保護者にとっては、すでに当たり前のことと感じてしまい、「私が加入しなくても影響はないのでは？」と思われ、加入勧奨の説明としては弱い場合もあるでしょう。

現実的な話をすれば、「その保護者（子ども）にとって、PTA活動はどのような利点（恩恵）・欠点（損害）が得られるのか。」が、大事な部分となります。まずはその辺りを保護者に説明してあげましょう。

PTA活動の利点（恩恵・メリット）については、次のようなものがあります。

○ 仲間（知り合い）が増え、様々な情報交換ができる（コミュニケーションが広がる）。

同級生の保護者同士なら、これまでの子育ての間に知り合った仲間と学校行事でも顔を合わせたり、学校の内外で会話をしたりとコミュニケーションをとる場面があったと思います。PTA活動に参加すると、そのほかの保護者の方と短時間でも共通の会話や、子どもたちの情報の交換、お互いの悩みや相談などを行うことができ、これまで以上の情報交換の場が作れます。

○ 学校の様子や子どもの様子が、よりわかるようになる。

普通の学校の様子は、学校行事への参加や、子どもからの話で聞くなどでしか見えません。PTA活動への参加を通じて、学校に足を運ぶ機会が増えると、これまで以上に学校の様子や子どもの様子が見えてきます。

○ 先生との距離が縮まる。

普通は、担任の先生による家庭訪問や学校行事の際でしか、先生方と話をする機会は生まれにくいでしょう。PTA活動に参加していると、担任の先生と会う機会はもちろん、その他の先生方との会話の機会も増え、先生方とのコミュニケーションをとる場面は、格段に増えてきます。

また、日頃見ることのできない先生方の苦労や努力を垣間見ることもあり、先生方との距離も一層縮まってきます。

○ 視野が広がる。

PTA活動の範囲は、かなり広範囲です。学校でのPTA活動はもちろんですが、お住いの郡・市Pの活動、県Pの活動、九Pの活動、ひいては日Pの活動にまで繋がっています。

PTAの主催行事（部会・イベント・研修会など）に参加することによって、これまで得られなかった知識を得ることはもちろんですが、地域行事への参加や地域の方々との出会いにより、保護者ご自身の視野がひろがってきます。

○ 個々の悩み（問題）の解決の糸口となる。

子育てには、様々な悩み（問題）が生じてきます。保護者自身で解決できるものもあれば、一人の力では解決できない悩み（問題）も生じます。それがPTA自体で解決すべき問題となる場面も生じてきます。解決の糸口として、会員相互でその問題と向き合い、検討・議論を行い、解決への働きかけを外部に行うことも必要となってきます。

PTAの組織は、大きな組織です。各学校のPTAの会員数は大小様々ですが、PTAの全体組織は全国規模ですので、その組織の情報量や影響力はかなりのものです。

場面によっては、組織力を使った問題解決を行うことができます。

逆に、欠点（損害・デメリット）と思われるものを挙げてみます。

● 自分の時間を取られる。

PTA活動は、昼夜を問わず行われることがあります。仕事や家事などの時間をさいて活動することとなり、自分の時間を取られてしまいます。場合によっては、有給休暇を使って活動に参加することもあります。

● 役職によっては、活動量が多い。

PTA活動は、ボランティア活動ですが、会長をはじめとする役員などに就くと、PTA活動の量は増加してきます。そのため、家庭・仕事などの生活のサイクルの変更を余儀なくされる場面もあります。

● 人間関係がストレスになることもあります。

共に活動する保護者との相性もありますが、年度によっては、会議や打ち合わせなどを通じて、意見や価値観の違いで対立・孤立する場面に出会い、人間関係がストレスとなることもあります。

これ以外にも、保護者によっては様々なメリット・デメリットを感じることもあるでしょう。メリットの面だけをとらえれば、加入に反対する保護者は少ないでしょう。では、非加入（退会）を希望される保護者に対して、どれだけデメリットを減らす方法を見つけることができるでしょうか。

P T Aの活動の中では、保護者同士は公平に平等な立場で活動（負担）を背負うべきという考え方が、当然生まれてきます。

しかし、現実には、すべての保護者が子育てをする上で、公平・平等な状況であるとは言えません。保護者それぞれの生活環境には、当然違いがあります。P T A活動をやりたい人。やりたくない人。やれない人。それぞれに理由と生活環境の違いがあります。

大切なのは、その点を理解することも含めて、非加入（退会）を希望される保護者の方の非加入（退会）理由をよく聞いてあげましょう。時間が理由なのか。経済的な面が理由なのか。人間関係が理由なのか。場合によっては、P T Aの活動方針が理由な方もいらっしゃると思います。

各々の理由に対して、どれだけ解決方法を見つけることができるかが、加入勧奨のポイントとなります。単純に、各々の活動（負担）を軽くしてあげれば解決への糸口になるでしょう。ただし、特定の会員だけを特別扱いにすることはできません。各々の理由を考慮しながら、その保護者ができる活動（負担）を行っていただくことが大切です。

「できる人が、できる時に、できるだけのことをする」。

P T A活動で、私たちがよく耳にし、口にする言葉です。しかし、会員全員がこの言葉を鵜呑みにしてしまえば、P T Aの活動は衰退の一途をたどることとなります。この言葉の裏側には、「思いやり」の気持ちが込められています。私たち大人は、普段から子どもたちに対して「思いやりの気持ち」を育むように心がけています。

私たち会員の中には、活動ができる会員と様々な理由でやりたくてもできない会員もいます。中にはしない会員もいます。公平・平等とは言えないのが現状です。

しかし、子どもたちにとってのP T Aの活動は、公平・平等でありたいと願います。そのためには、会員全体の方で、お互いに出せる力を出し合い、活動を行っていくことが大切です。そして、その活動の中で、会員自身のスキルアップを図り、より一層の力が発揮できるように会員相互に研鑽し合うのも、P T A活動の重要な部分といえます。

結果的に、会費を負担するだけで、具体的な活動には全く関わらなかった会員であったとしても、P T Aの活動に寄与したことには違いありません。

デメリットをゼロにすることはできません。しかし、活動を通じてそれ以上のメリットを感じさせることはできると思います。P T Aの存在意義とそれぞれの会員に応じた、「できる人が、できる時に、できるだけのことをする」を説明しながら、加入勧奨を行いましょう。

Q2. 学級委員がなかなか決まりません。よい選出方法はないのでしょうか？

Ans.

クラスの代表として、学級を中心としたPTA活動にあたるのが学級委員の大きな役割です。時間にも余裕があり、少しでも役に立ちたいという情熱のある人が、積極的に引き受けるのがもっとも好ましいことでしょう。しかし、多くの人が仕事を持ち、専業主婦であっても幼い子どもやお年寄りの世話で忙しいなど、PTA活動にあまり時間を取れないのが現状のようです。そうした状況の中、委員が決まらないという事態が生じてくるのは仕方のないことかもしれません。それはあなたの学校やクラスに限った問題ではないのです。

選出方法として、ジャンケンやくじ引きといった形式を取ることがありますが、その前に話し合いの時間を持ってみてはいかがでしょうか。なごやかな雰囲気を作ることからはじめてみるのです。

例えば、地域別などで全員を小さなグループに分け、その中でひとりずつ、家庭状況を含めた自己紹介をしてもらいます。人前で話すのが苦手な人も、少人数の前であれば意見を述べることができます。ひとりひとりの状況をお互いが理解し合うことによって、話し合いもより効率的に進められるはずですよ。

子ども会や自治会で積極的に行動していたなど、委員にふさわしいと思われる方がいれば、その人を推薦するのもひとつの方法です。ただしその際に気をつけたいのは「責任を持って推薦する」ということです。推薦された人の気持ちになって発言、行動し、何かあれば相談、サポートするなどの心がけが求められます。ジャンケンやくじ引きで選出することもあります。また、委員を引き受けたことによって何事にも積極的にになり、以前に増して生活に張りが出たという人もいます。思いがけず新たな発見があるかもしれません。いずれにせよ、誰が選出されても安心してまかせられるという意識を持って選出にあたりましょう。前述したとおり、任命された人も新たな一面を見出すチャンスと考えるなど、プラスにとらえることが大切です。発想の転換次第で見方も変わってきます。

引き受けた以上は楽しみながら、積極的に取り組みましょう。また誰が委員に任命されたにせよ、自分がPTA会員のひとりであることを十分に認識し、全員で協力し合うことが必要です。そうした行動によって学級委員をより身近な存在に感じられれば、すばらしい活動ができるでしょう。

Q3. 先生と保護者の板挟みになり、集会がうまく進められません。どうすれば良いのでしょうか？

Ans.

学校や学年で開く集会は、学校側が招集するものとPTA役員が招集者になるものとの2つが考えられます。どちらが招集したかによって、集会の運営方法にも違いが生じます。また委員の果たす役割も変わってきます。学校や先生方が招集する保護者会は、先生に運営がまかされているのですから委員であっても一般会員として参加すればよいでしょう。求められた時以外はひとりの保護者として、発言や質問をします。子どもたちの様子について会員同士で情報や意見の交換をすることは大切なことです。委員だからと遠慮せず、積極的に参加しましょう。

問題となるのはPTA役員が招集者となる場合です。集会を開く前に先生方や委員同士で話し合いを持ってください。この段階で、先生にもPTAの集会であるという認識が生まれますし、委員もそれなりの心構えができるはずですよ。

テーマの取り上げ方によっては、先生に資料の提示や現状の報告、または教育の専門家としての意見をいただくのもよいことです。先生の理解があれば、委員の計画に基づく、理想的な話し合いが持てるでしょう。また、会員の方にも、PTAが招集した集会であることを十分に認識してもらいましょう。そうすることで、会員のひとりとして主体的に話し合いに参加する意識が芽生えてくるはずで、子どもたちにとって望ましい環境を作るという共通の意識のもと、活発な集会が開けま、子どもたちが参加する場合はもちろん、一般的なPTA集会であっても学校の施設を会場とする場合には、学校の了解を得ることが必要です。

計画を決定する前に、行事の目的と内容及び規模、使用する場所と日時について、管理者の許可を取りましょう。学校施設はあくまでも学校長の管理下に置かれているのですから、PTA行事とはいえ最低限のマナーは守るべきです。

子どもの参加については、あくまでも学校の教育計画を優先させること。学校の教育計画や行事を乱すようなPTA活動は、学校側から拒否されても仕方ありません。たとえ多くの保護者の希望であっても、学校側の方針にそぐわないのであれば、計画を修正するなどの配慮が必要です。まず先生方と綿密な打ち合わせをしてから活動を進めてください。

保護者と先生方の意思の食い違いは、保護者の熱意のあまり生じることが多いようです。一方的な押しつけにならないよう、学校側の方針を常に念頭に置いて行動してください。学校の方針を尊重しつつ、それをサポートするという意識を持つことができれば特色のある活動が持てるでしょう

Q4. 会員から要望や苦情が持ち込まれた場合は、会長としてどう対処するべきでしょうか？

Ans.

現在の学校教育は、さまざまな問題をはらんでいます。例えばいじめをめぐるトラブルや、校則についてのトラブルなどがあげられるでしょう。

事態が深刻化すれば、子どもたちに深い傷あとを残すことにもなりかねません。いたずらに傷口を広げないためにも、トラブルの芽が見えたら、PTAとして適切に対処することが必要です。

そのため、PTA会長が苦情や要望の窓口になるというのは、決して悪いことではありません。たとえ苦情であっても話を十分に聞くことによって、

- ①会員とのコミュニケーションが図れる、
- ②問題点をいち早く知ることができる、
- ③第三者が入ったほうが当事者同士で話し合うより望ましい解決策が得られる、

ということがあります。役員になったら、苦情や要望を積極的に聞いてあげるという姿勢が必要です。会員から要望・苦情が持ち込まれた際には、まず何よりも黙って十分に話を聞くことが大切です。その場で感想を言ったり、賛意を表してはいけません。あなたも同調者ということになって、思わぬ事態を招くことがあります。

次に要点は必ずメモします。書き出すことによって、相手の個人的な意見を取り除いた具体的な問題点が見えてきます。相手が話し終えたら必ずその場でメモしたことを反復し、内容の確認をしてください。この作業によって自分の訴えを冷静に見直すことができるでしょう。

こうした段階を踏まえた上で、もっともふさわしいと思える方法で対処します。決してひとりで背負い込むのではなく担任の先生やほかの役員に相談し、協力を仰ぎましょう。

持ち込まれた苦情や要望の内容によって対処の方法は変わってきますし、どのような問題であっても簡単に解決できるものではありません。なかでも、保護者と先生の気持ちのすれ違いや、会員同士の摩擦など、個人に向けられた批判や非難であれば、ことはいっそう複雑になりますから、より慎重な対応が求められます。話した人もPTAや学校に対する信頼や愛着を持って訴えているのですから、そのことを十分に配慮して行動してください。

また、どんな問題に対応する時でも、子どものことを忘れてしまっては本末転倒です。その行動によって子どもたちがどういう影響を受けるのか、よく考えてみる必要があります。子どもたちの幸せを見据えた上で、よりよい解決策を模索しましょう。

なお、子どもたちを思いやった苦情や、自分たちの成長につながる要望など、前向きな内容であれば、学級集会の議題にするなど具体的に検討し、問題解決に努めます。内容によっては学年会や学校PTA、専門委員会に提言し、大きな単位で取り組む課題にしていきます。こうした働きかけによって、今後の適切な活動がつかめてくるはずですよ。

Q5. PTA活動の中で、先生方とどのように付き合っていけばよいのでしょうか？

Ans.

PTAはその名のとおり保護者と先生の会です。先生が会員であることは観念的には知られていますが、実質的には保護者の会であったり、保護者による教育後援会になったりしているケースが多く見受けられるようです。昭和29年に文部省が示した「小学校『父母と先生の会』(PTA)参考規約」を見ても、PTAの会員になることができるのは保護者と先生であること、会員は平等の義務と権利を持っていることが書かれています。みなさんご存じのとおり、先生は子どもに対して大きな影響力を持っています。子どもを評価したり、内申書を書いたり、進学や就職など進路指導に関する職務を持っていることでも分かることです。残念ながら、保護者と平等な立場とは考えにくい、というのが現実です。

保護者が先生と平等の立場を持つには、学校や先生に対する保護者のさまざまな権利（保護者が授業に参加する権利、異議申し立ての権利など）を自覚した保護者集団、例えばPTA内の保護者部会を作ることが有効手段のひとつです。

決して、PTA内に保護者と先生の対立関係を作ることの意味しているわけではありません。あくまでも子どもを中心において、PTAの目的達成を目指し、両者が対等に協力していくためのひとつの方法として考えるべきです。つまり、PTA活動の中で先生が保護者を指導したり規制したりするのではなく、双方が自由に意見を言い合える環境を作ることです。

先生が保護者を助けたり、子どものために努力する先生を保護者が励ましたりする関係を形成することが求められているのです。繰り返しますが、保護者も先生方も同じPTA会員であること、また自分たちの義務と権利についてきちんと認識することが求められます。その上で、先生方が積極性を持ってPTA活動に参加することを望みたいものです。

Q6. PTA規約とはどのような役割を果たすのですか？また、どのような内容を盛り込むべきでしょうか？

Ans.

規約とは、組織が活動を展開していく上で必要な基本的取り決めです。PTA規約には、各単位PTAの基本的な活動方針、目的や特徴、運営方法や会費などを明示する必要があります。PTAが発足してから、半世紀以上が経ちました。時代の変化に伴い、社会情勢や会員の意識、PTAや子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。過去には有効であった規約でも、現在では不具合が生じているかもしれません。

PTA規約は、常に尊重、重視されるべきものですが、決して固定的なものではありません。必要に応じて改正していくべきです。

また、時代に即したPTAの組織構造の改革も求められます。役員会や運営委員会、専門部会などの新設、廃止、改善、統合を必要に応じて推進し、組織の強化に努めましょう。

PTA活動を実際に推進していくにあたって、規約だけでは対応しきれない部分が生じてきます。このような場合、規約とは別に細則を設けると良いでしょう。細則も規約と同様、今後の活動や時代のニーズに合わせて改正し、内容の充実を図ることが必要です。

規約や細則は、全会員の理解のもとに成立しています。規約が一部の役員や委員の理解しか得ていないとすれば、規約として十分な役割を果たしているとはいえません。規約を広くPRして会員の理解を求め、積極的に意見を聞くようにしてください。また、会員のひとりひとりも日頃からPTA規約を熟読し、不適切なところがないかどうかを考えることが必要です。

以上のようなことを念頭に置き、PTA規約を役員や委員の身近な手引き書として、活用していきましょう。

<規約に盛り込む内容>

○会の基本的精神・・・会の名称、会の目的や活動内容、基本の方針

○具体的な運営方法・・・会員の資格と会費額、運営方法と役員の選出方法、任期、職務、委員会のあり方など

○規約改正の規則・・・細則制定及び改廃にあたっての規則、規約改正の際の取り決め

Q7. PTA役員を選出するにあたって、考慮しなければならないのはどのようなことでしょうか？

Ans.

PTAは、児童・生徒の健全な育成を図ることを目的に、保護者と先生が協力して学校・家庭・地域社会における教育に関する理解を深め、教育の振興に努めることを第一義に掲げています。このPTA活動を中心となって推進するのが役員であり、通常、①会長、②副会長、③書記、④会計、⑤会計監査などを置くのが一般的です。役員は責任を持って任務を遂行する義務があります。教育の専門家や、特別な有資格者である必要はありません。求められるのは、PTAの方針を深く理解するとともに、教育への情熱を持ち、人の和を大切にできるということです。つまり、会員の声に耳を傾け、民主的組織運営ができるということが、役員に望まれる資質というわけです。

役員を選出は、会員の意思が反映された民主的な方法で決定されなければなりません。ほとんどのPTAが、総会における会員の信任によって決定しています。そのひとつの例として、役員候補者指名委員会方式があります。

まず会員の中から一定数の指名委員を選出し、指名委員会を設置します。その中で話し合い、役員候補者を指名します。

前述したような資質を待っているか十分に考慮することが大切です。あらゆる角度から考察し、慎重に人選しましょう。

この際、①役員別に定数の候補者を指名し、総会で会員の承認を得る、②定数以上の人物を候補にあげて、会員の投票によって決定する、③役職は問わずに役員の定数以上の候補者を指名し、役職を含めた投票をしてもらう、という方法が考えられます。そのほか選挙管理委員会を設置して選出する方法もあります。

○会長・・・会の代表者であり、最高責任者。総会などの招集権を持ち、統括にあたる。

○副会長・・・会長を補佐し会の運営にあたる。会長が不在の際は、代わって任務を遂行する。

○書記・・・会の記録をまとめる。連絡通知係としても活動する。

○会計・・・予算・決算の責任者。金銭出納、会計簿保管整理、PTA財産の管理にあたる。

Q8. PTA総会を充実したものにするには、どのような運営上の工夫が求められるのでしょうか？

Ans.

PTA総会は、全会員をもって構成される最高意思決定機関で、定期総会と臨時総会があります。

定期総会は年度のはじめに開催しなければなりません。主な議題は、前年度の事業内容及び決算の報告と承認、新年度の事業計画、予算の審議決定、役員を選出などです。ただし新年度の事業遂行を早めるため、役員を選出・承認を前年度末に行うこともあります。

一方、臨時総会は、事業計画や予算に大幅な変更が生じた場合、あるいは早急な規約改正や主要役員の人事にかかわる場合など、定期総会には間に合わない緊急の事態に対応して開催します。総会には、会員の意思が十分に反映されなければなりません。そのためにはどうすればいいのか、運営上の工夫について考えてみましょう。

まず総会の開催前に、会員全員に議題や議案内容を告知しておきます。総会の目的、重要性を知らせることで全員の理解を求め、積極的な参加を呼びかけます。

また、総会を成立させるためには、参加者の定足数を確保することが条件です。出席できない会員には委任状の提出を依頼します。その際に、議題内容についての賛否やPTA活動への意見、要望を文書によって表明してもらってはいいでしょう。会員ひとりひとりの意思を取り込む心がけが大切です。実際の総会では、形式的に議決を取るだけでなく、会員の意見発表や質疑応答などの時間を設けるなど、工夫するとよいでしょう。総会の運営を務める議長団は、議事の進行方法をよく心得ている会員に依頼しておきます。容易に選出が可能な場合のみ、総会の当日に選出します。さらに総会の開催日にも気を配る必要があります。授業参観や子どもたちの発表会、または保護者会など、学校やPTAの行事と同日に開催することで、参加者の増加が期待できます。

日頃の活動の積み重ねに各PTAの創意工夫が加われば、より充実した総会が持てるはずです。また、全員の意思を反映させていくことにより、参加した会員も十分な満足感が得られます。役員の細やかな配慮や工夫が充実した総会につながり、今後のPTA活動の活性化を導いていくことでしょう。

Q9. 財源の多くを占めるPTA会費額は、どのような基準で決定するべきでしょうか？

Ans.

PTA活動を行う際の財源は、そのほとんどが会員の会費によってまかなわれます。そのため、会費額を決定する際はきわめて慎重にあたり、適切な金額を算出してください。会費額を決定する際の大きなファクターは、会員の負担と事業内容のバランスですが、まずは会員の負担を十分考慮します。その後、想定される総収入額に見合う事業内容を検討しましょう。過大な事業計画や実施はPTA予算の破綻を招くおそれがあるため、無理のない範囲で計画してください。会費額は、物価の値上がりや、ほかのPTAとの比較だけで容易に変えるべきではありません。前年度の事業内容と予算を参考にして、従来の会費では不足する場合、会費額の増額を検討します。このような作業を行った上で、やむをえず予算の上乗せが必要になった場合にはじめて、会員に対し値上げを通知することができます。

また、これらの経緯を記録するなど、今後役に立つ資料を作成していくことが求められます。出生率の低下により、児童・生徒数の減少が問題になっています。当然のことですが会員の数も減少の一途を辿っています。それに対し、予算に占める経常経費の支出は会員数の増減にかかわらず、さほど変動することはありません。このような事情からPTA会費に関しても、会費収入が不足する事態が予想されます。この問題をどう解決していくかが、今後のPTA活動の重要なカギになっているといっても過言ではありません。

会費が不足したからといって単に会費の値上げをするのでは、会員の理解は得られません。値上げをする前に、少ない会費で運営できるような方法をまず検討してください。また、やむをえず会費の値上げを行う際には、会員を迎えて説明会を開催するなど、会員の十分な理解を得られるように努めてください。

ひとりひとりの会費によって、はじめて活動が成り立つということを十分認識し、問題解決に努めましょう。

Q10. 決算書を作成する際に注意するポイントはどのようなことでしょうか？また、監査委員の果たす役割とはどのようなものなのでしょうか？

Ans.

決算とは、年度が終了する時点において、その年度の会計を締めることです。また、その年度内の収入と支出をまとめた報告書を決算書といいます。PTAの決算書を作る際のポイントは、項目ごとの予算額と実際の費用を併記し、金額の差を分かりやすくすることです。このようにすれば、不足が生じた活動項目、多額の費用がかかった項目が明らかになります。

また、予定額以上の支出がないかなどを厳しくチェックし、生じた金額差やその理由も明記します。これは今後の予算を立てる上で重要な資料となりますから、徹底した調査、確認作業を行うことが必要です。なお、PTAの活動全般が会費でまかなわれている以上、会費はもれなく徴収されたか、適正に使用されたか、などを会員に報告することは、当然の義務といえるでしょう。会員を代表して、予算が適切に使われたかを実際に調査、確認する大切な役割を担うのが監査委員です。監査委員は同時に、会員に対して結果を報告する義務があります。

会計監査の際にチェックすべき書類などには次のようなものがあげられます

- ①会計帳簿、②預金通帳及び現金、③収入支出の証拠書類、
- ④備品台帳、⑤決算書、⑥会員名簿

これらを管理する会計役員は書類を整備し、いつでも会計監査に応じられるよう準備する必要があります。

会計監査を終えたら、決算内容をすべての会員に報告します。その方法については総会で全員の承認を受けるという形を取ります。予算とそれに基づく活動は、総会で承認を受けてはじめて評価を受けたことになるのです。

Q11. 役員や委員がPTA会費以外に金銭を負担することがあります。解消する方法はないのでしょうか？

Ans.

「PTAの役員になったが、行事ごとの祝儀などはどうしたらよいのか」と心配する人がいらっしやるのではないのでしょうか。

PTA役員のみ手が少ない、という理由のひとつに「役員は何かと金銭的な負担を負わされるから…」という不安要素があるようです。たしかに役員や委員に就任すると、会員や地域とのかかわりの中で、金銭的な負担を多少負うことがあるようです。

例えば、地方協議会や郡市区町村PTA連合会の会議・研究会や、教育委員会が主催する会議、健全育成、推進協議会や町内会が主催する行事、PTAが共催する行事などに、役員が参加する場合の諸経費があげられます。

実際に、PTAには慣習や前例が数多くあり、個人的に金銭を負担しなければならない場面に遭遇することがないとは言いきれません。しかし、これでは気軽に役員を引き受けられる体制とはほど遠いといえましょう。PTAは、誰もが気楽に参加し、語り合うことのできる場であるはずで、そのためには、誰が役員になっても、負担なく受けられるような体制づくりが必要です。もしも慣習にとらわれ、役員の負担が大きくなるようであれば、勇気を持って体制を変えるよう努めていくことが必要です。役員会や委員会などに提言して話し合いを持ち、PTA予算に計上するなどの措置を取ることが望めます。職務にかかわる費用を特定の個人が負担するようでは、公正なPTAの運営は望めません。渉外費を予算に計上していくことは、誰もが負担なく参加できる民主的PTAの第一歩であるといえます。一般的に認められる渉外費としては、①弔慰金・病氣見舞い・餞別金、②関係諸団体の分担金や会費、③役員会などで必要と認められた費用があげられます。

もっとも、これらの費用についても、適正な支出であるかを見極めることが重要なポイントです。安易な出費や拡大解釈による支出は慎まなければなりません。とくに渉外費は交際費との区別がつきにくいので、会員に十分な理解が得られるような会計報告が必要です。個人の金銭負担が少ない運営がなされれば、役員を選出の道も開け、活動の活発化につながることでしょう。そのためにも、古いPTA体制を改革し、時代に見合った体制を作っていくことが求められます。

Q12. 成人教育活動として、研修会を実施する際の手順と留意点はどのようなことでしょうか？

Ans.

社会の変動とともに、望まれる子どもたちのあり方、また必要とされるPTA活動の内容も常に変化しています。それに対応した活動を推進していくためには、現在求められる活動、また解決が望まれる問題点について常に注意をはらうよう心がけなければなりません。そのためPTAでも、会員が子どもたちの環境や状況について学習できる場を確保すること、また積極的に活動に取り組めるような働きかけが必要です。研修会は、これらに対処する手段として非常に効果的であるといえます。

次に研修会をより有意義なものにするための工夫と、計画を立てる際の手順について考えてみましょう。まず、年間計画を立て、全体の構想を練ります。役員会などに相談しながら、計画を進めていきましょう。

研修会を開催する頻度について、ほかのPTA活動とのかね合いや会員の負担、取り組む課題によってふさわしい回数を想定します。例えば、年間を通して1つの課題に取り組む場合であれば、①毎学期に1回ずつ、年間3回の研修会を開く、②毎月1回ずつ、年間12回の研修会を開くなど、さまざまなバリエーションが考えられるでしょう。

また、テーマの違う研修会を平行して進めることも考えられます。テーマごとに①毎学期に1回、年間3回開催。②月1回、年間12回開催する2パターンを組み合わせ、進行するのもよいでしょう。この場合は開催日が重ならないよう注意します。そのほか、学級ごとに研修会を行い、最終的に学年で全体会を持つなども考えられます。また開催日については、文化祭や避難訓練など、学校行事と重ならないよう学校側と綿密に連絡を取り合って調整することも重要なポイントです。

使用する会場は、研修会の開催規模や予想される参加人数を踏まえて、ふさわしい場所を選びます。また使用する会場が学校施設の場合は、授業に支障がないか確認し、あらかじめ学校長の許可を取っておきます。

研修会で取り上げるテーマを決定する際に、①PTAの今年度の活動趣旨に見合った内容か、②参加者が望む内容か、③現在問題になっていることか、④家庭教育で実際に役立つことか、⑤学校の教育方針に沿った内容か、などを検討、考慮する必要があります。また、委員の意見のみでなく、参加者全員の意思を尊重します。多くの参加者が望んでいるテーマ、問題点を取り上げ、開催を決定する前に十分な検討を行ってください。テーマを選択する方法として、参加者にアンケートを取るのもひとつです。アンケートを取ることによって研修会に対する認識が深まり、参加者も興味を持って会に臨むことができます。研修会を開く事前のPRとしても役立つことでしょう。

なお、研修会の準備にあたる際は、委員ひとりひとりの負担が平等になるように配慮します。細かく役割を分担するなどして、負担が偏らないようにしてください。これは会を円滑に運営するために欠かせません。

研修会に講師を招くというのも効果的な方法です。この場合のポイントについていくつかまとめてみました。

1つ目のポイントは、PTAを主体とした内容にするため、話を講師に一任したり、講師を決めてからテーマを決めるなどを避けることです。

2つ目に、開催する時期や予算、また学校側の方針や研修会のテーマ、対象となる参加者を踏まえた上での講師の選考が必要です。

3つ目に、予算や講師の都合もあるでしょうから、開催日や開催回数を考慮します。例えば年3回の研修会の場合、3回とも招くのか、また、その際の講演のテーマはどのように変えていくのか、などを検討する必要があります。

4つ目は、学校側の方針を踏まえるということです。あるPTAでは講師の了解を得て、いざ開催するという段階で学校側から否定的な判断がなされたという例があります。学校側と連絡を取り合わず、PTAの独断で計画したために起きたトラブルです。

学校の教育方針と反する講師であるかもしれないということを念頭に置き、PTAと学校が連絡を密にして計画を進めるようにしてください。

以上の点を踏まえた上で、よりふさわしい講師の人柄について考えましょう。

- ①テーマに見合った人か、
- ②一方的に話すのではなく、質問や相談に応じてくれる人か、
- ③広い視野を持ち、また経験豊かな人か、
- ④PTAのことを理解している人か、
- ⑤保護者の気持ちを理解できる人か、
- ⑥子どもの気持ちを理解できる人か、
- ⑦学校教育の内容を多少とも理解した人か、

などをポイントに、ふさわしい人物を選考します。それぞれの専門分野に打ち込んできた人であれば、優れた人生観を持ち、実践に役立つ有益なアドバイスを与えてくれるはずで、このような方を講師として招くといいでしょう。候補があがったら資料をもとに十分な検討をしましょう。講師の選考が研修会の成功を握るカギでもあります。各公民館や教育委員会の社会教育課などでも講師を紹介してくれます。ふさわしい講師に心あたりがない場合は相談してみるのもいいでしょう。

Q13. PTA活動が不活発だという会員の声にどう対処すればよいでしょうか？

Ans.

PTAが設立されたのは戦後の復興期でした。PTAは学校の財政的援助の役割を担っていました。しかし、現在は学校施設や備品の予算は公費によってまかなわれており、PTAの学校に対する経済的役割はなくなりました。

子どもを取り巻く環境の改善や教育の向上に努める現在のPTA活動は、PTA会員同士の意識にズレが生じ、ともすれば果たす役割が不明確なまま進み、結果的に取るべき活動があいまいになったりします。このことは、活動が不活発といわれる大きな要因としてあげられます。

まず第一にPTAの果たす役割、また実施すべき活動を自覚して、事業計画に盛り込んでいくことが必要です。事業計画や予算案に、適切な活動内容が盛り込まれていないケースがあります。PTAによっては数年にわたる長期間の事業計画を立てるなど、工夫しているところもあるようですが、前年度の事業計画をわずかに修正するだけですませてしまうPTAも多いようです。

役員・委員の任期は通常1年で、毎年改選されます。新役員はPTA活動に対する理解が十分でなく、そのため、事業計画に適切な内容が盛り込めないこともあるでしょう。しかし、事業内容のマンネリはPTA活動の沈滞化をもたらす要因のひとつです。

毎年同じような行事や活動を行うだけではほかの会員が呼びかけに応じず、集会も形だけの不活発なものになってしまうのは当然のことです。

PTA会員の要望に沿った行事、テーマの立案を行い、計画に盛り込んでいくことが求められます。日頃から会員の意識をつかみ、求められる活動を模索していく姿勢が必要です。会員の多種多様な意識や求めている活動を把握するためには、小さな単位での話し合いが有効です。

学級やサークル活動内の話し合いから会員の意識をつかみ、望まれる活動を事業計画に盛り込んでいきます。会員も興味を持って意欲的に参加するようになり、活発な活動に展開していくことでしょう。PTA活動の活性化を図るためには、PTAの組織構造を充実・整備させることも大切です。急速に変化を遂げる現代においては、求められる活動や解決が望まれる問題は多様化し、また複雑化しています。

専門部会はPTAの事業実施にあたり、調査、企画、立案を具体的にを行う組織ですが、多様化した要望にこたえていくためには専門部会だけの活動では不十分といえます。特別委員会や専門のプロジェクトチームを新設して、望まれる活動に対応していきましょう。またそうした専門の委員会を設けることで、会員の声が反映された積極的な活動や問題解決に期待が持てます。

Q14. PTA活動に会員が積極的に取り組んで行くためには、どのような働きかけをすればよいのでしょうか？

Ans.

PTA活動に対して会員が消極的であるという問題は、多くのPTAに見られる傾向です。またその問題の多くは、会員が活動の目的や必要性をきちんと理解していないことに原因があります。

現在の社会環境にも原因はあります。例えばいじめ問題です。テレビでは関係者や専門家がこの問題を取り上げ、熱心に情報を提供しています。そのため保護者は学校で起きている問題を家にいながら知ることができます。また、こうした問題を全国的な傾向、他人の問題ととらえることで、進んで解決に乗り出そうという意欲は減退してしまいます。教育問題が全国的に同じ傾向を示しているとはいえ、ひとつひとつの問題は複雑です。また問題に取り組み、解決にあたるのはそれぞれの保護者や先生、すなわちPTA会員です。

P T Aは身近な問題とそれに取り組む必要性を会員に提示し、会員の意識を高めていくように働きかける必要があります。活動の意味や必要性を感じれば会員も積極的に活動に参加するはず

また周年行事やバザーなど、身近な目標があると、P T A活動は驚くほどの盛り上がりを見せます。例えば望ましいことではありませんが、学校の不祥事が表面化した際に、保護者同士が強い結束で結ばれることがあります。まず会員に対して具体的な問題点やそれを受けた活動内容の提起を行うことが求められます。会員は、手の届く範囲の活動であれば意欲的な態度で活動に臨むはずで、役員同士の話し合いや情報交換を活発に行い、新しい視点に基づくと有効な活動を考えていきます。そして積極的に取り組み、実践していきましょう。

専門委員会は、P T A活動を具体的に推進する機関です。それらの委員会を有効に活用することで活動の活発化につながり、また会員がP T Aの活動を理解するきっかけにもなります。広報委員会や校外指導委員会、成人教育委員会を例にそれぞれの有効な活用法について改めて検討してみます。

① 広報委員会

P T A会報を発行します。活動の目的や必要性をアピールして、会員の活動への参加を呼びかけます。また活発な活動報告を盛り込めば、紙面も充実します。

② 校外指導委員会

通学路上の危険箇所や地域の望ましくない環境などに注意をはらい、会員に報告します。またそれらの改善策の提案に努め、協力を呼びかけましょう。

③ 成人教育委員会

会員が関心を持つ議題、問題をつかみ、そのニーズに合った講演会を企画します。開催する理由と日時、会場などをPRし、多くの参加者を誘います。会員がP T A活動を具体的に知るために有効な活動です。会員のP T Aに対する意識が低く、P T A活動が不活発になる要因には、役員や委員の取り組みが適切でないことがあります。役員や委員の適切な対応、熱心な取り組みが自然とP T Aの活性化を促します。

Q15. P T Aが、学級懇談会を開く目的はどのようなことでしょうか？また、話し合いを今後にかすにはどのような配慮が必要でしょうか？

Ans.

新学期当初や夏休み・冬休みの前、もしくは同期間中に開催し、新学期及び長期休暇に向けた校外活動の指導にあたります。学校の方針や子どもたちの生活の実態について、先生方から直接話を聞くことができます。

保護者が学校側で持ち上がっている問題を把握し、学校に協力した活動をするためにも必要です。また、会員同士で真剣に討議を行い、家庭内で実践していく活動を決める重要な会です。充実した話し合いが持てるように、懇談会の運営を工夫しましょう。先生や保護者の時間的な都合や、委員の取り組みが甘いために形だけの集会になってしまっているP T Aもあるようですが、前述したとおり学校の方針を理解し、子どもの校外活動について先生と保護者が親身に話し合う貴重なチャンスです。懇談会がより有意義な話し合いの場になるように準備を整えておくことが委員に求められます。まず多くの保護者が参加できることを頭において開催日を検討します。現代では多くの母親が仕事をもち、また先生方も職務があり、多忙です。

休日や夕方に開くなどの配慮が必要です。現在は授業参観日などの後に実施されているのが現状ですが、これらの学級懇談会は、あくまでもPTA主催であることを認識しておいてください。

集会では、先生方からの問題の提示を受けて、家庭での対処を検討します。子どもたちの健全な環境を形成していくために、また家庭や地域の教育の向上を促していくために真剣に議論を交わします。最後に家庭で実践していく身近な目標を立てると効果的です。

目標・方針は、各家庭ですぐに実践できるものであること。途中でやめてしまうような無理な目標では意味がありません。身近にできる範囲内で取り決め、参加者全員で申し合わせます。学級懇談会での話し合いによって生まれた効果の一例として、あいさつ運動や地区清掃美化運動などがあげられます。各家庭だけでは解決が困難な問題であっても、保護者同士で話し合うことによって連帯感が生まれ、積極的な活動に発展します。また地域ぐるみの効果的な活動にもつながっていきます。

Q16. 連合PTAの活動にはどのようなものがあげられますか？また今後望まれる活動はどのようなことでしょうか？

Ans.

連合PTAは、単位PTAの集合団体です。環境改善や社会問題など、地域全体の向上を目指して問題に取り組みます。

連合組織には、大別して協議会と連合会の2つの形態があります。

協議会は、協議を執行し、決定事項を提示しますが、各単位PTAに対して絶対的な拘束力は持ちません。それに対し連合会は協議内容の結果を受けた決定権を有し、所属する各単位PTAを統括、拘束することができます。連絡協議会の名称で活動を行う組織もあります。

連合組織には日本PTA全国協議会、都道府県・政令市PTA協議会、郡市区町村PTA連合会などがあります。

連合PTAと単位PTAは相互協力、相互依存の関係のもとに成立しています。そのため、単位PTAが問題を提起し、それを受けて連合PTAで話し合うというような関係が求められます。お互いの果たす役割を十分に生かして、有効な活動につながるよう心掛けてください。各PTAは連合PTAに対し、ただ問題解決を迫ったり、要望を押しつけたりすることなく、ともに話し合い、解決に努めましょう。

学校・地域・家庭に密着したPTAであるからこそ、家庭や地域の声を反映させた大きな単位での取り組みが可能で、連合PTAを有効に活用して、地域全体の向上に努めていきます。

連合PTAが取り組みたい項目として、

- ①地域全体の教育問題の改善を図る、
- ②一地域の問題であっても代表機関として問題の解決に努める、
- ③各PTA及び会員から情報を収集・提供するシステムの確立、
- ④指導者育成の研修方法を開発していく、

などが挙げられます。

連合PTAは各単位PTAの総意のもとに運営されています。各単位PTAが協力して連合PTAの充実に取り組み、活動のさらなる発展・定着に努めましょう。

～PTAの形態～

【協議会】 日本PTA全国協議会、郡市区町村PTA協議会などがあり、協議し、決定事項を提示するが、各単位PTAを拘束するわけではない。

【連合会】 郡市区町村PTA連合会などがあり、構成団体である各単位PTAに対して決定権を持ち、拘束することができる。

Q17. SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）に関する対応

※ SNSとは、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供したりする、会員制のサービスのこと。

おくらない（写真）

- 送った写真は二度と取り戻せません。また、ネットで拡散して誰の手に渡るかわかりません。
- 写真をネットで公開されたり、他人へのなりすましなどの悪いことに使われることもあり大変危険です。
- 個人が特定される写真（顔写真など）や人に見られて困る写真は送らないようにしましょう。

ぜったい会わない！

- インターネットで知り合った人とは、どんなに親切そうな人でも絶対に会ってはいけません。
- 誘い出してワイセツなことをするのが狙いかもしれません。

のせない（個人情報）

- 友だち同士のプロフィールサイトや掲示板は誰が見ているかわかりません。犯罪に巻き込まれるおそれがあります。
- 名前、住所、学校、顔写真などの個人情報の他、位置情報付の写真を載せることも大変危険です。
- 自分の個人情報と同じく、友だちの個人情報も載せないようにしましょう。

かき込まない（悪口）

- 悪口や人を困らせるような書き込みは犯罪になる可能性があります。
- 軽い気持ちで書き込んだ悪口により友だちを傷つけて、事件やトラブルへと発展する場合があります。
- 一度書き込んだものは元に戻せません。ブログや掲示板には、相手の気持ちを考えて責任のある書き込みをしましょう。

みない（有害サイト）

- ネットには有害なサイトやワンクリック詐欺など、危険がいっぱいです。
- 「フィルタリング」で有害サイトをシャットアウトしましょう。
- 群馬県青少年健全育成条例により、18歳未満の青少年が使う携帯電話には、原則としてフィルタリングの設定が義務付けられています。

さがさない（出会い）

- 出会い系サイトやSNSサイトには、言葉巧みに青少年を誘い出そうと狙っている人がいます。
- 悪い人が善人を装ったり、有名人や女の子になりすましていることもあります。
- 出会い系サイトなどを利用して、見ず知らずの相手との出会いを求めてはいけません。

まもる（ルール）

- メールやSNSに熱中するあまり、毎日の生活が乱れないようにしましょう。
- ゲームで有料アイテムを手に入れているうちに、大金を請求されたというケースもあります。
- 保護者と約束した遊ぶ時間や料金を守りましょう。

※ 以下のQ&Aの資料提供：公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所

Q17-1. 子どもの写真をネットに上げるときの注意点は？

Ans.

小さなお子さんの写真や動画をSNSやブログに投稿されている様子をよく見かけます。成長の様子を友達と分かち合うのはSNSサービスの楽しみ方の一つです。

しかし、投稿の公開範囲を友達限定に制限していても、さらにその友達の公開範囲の設定によっては、自分の知らない人にも情報が伝わります。次々と情報が広がれば（拡散すれば）、自分が思いもよらない人まで情報が広がっていき、子どもの写真や動画を好んで収集するような悪意ある人に利用されてしまう可能性もあります。幼児や子どもの写真等を投稿する際には、「アプリの位置情報をオフにし、写真撮影時にはGPS情報を記録しない」「顔がはっきりするような写真は載せない」「住んでいるところが特定されるような書き込み、子どもの名前の公開などは避ける」などの注意が必要です。

Q17-2. お友達の写真は投稿していい？

Ans.

私たち一人ひとりには、肖像権（私生活上の容姿を無断で撮影されたり、写真を公開されたりしないよう主張する権利）があります。これは、子どもから大人まで誰もが持つ権利です。

自分の子どもの写真の投稿を考えるように、他人の子どもの写真の投稿については、相手の許可（子どもが自分で判断できない間は保護者の許可）が必要です。背景に他のお子さんが映っていてトラブルになるケースもあるようですので、周りに他のお子さんが映っている場合には、許可をとるか、ぼかしを入れるなどの工夫が必要です。

Q17-3. グループラインなどでの発言、どんなことに気を付けたらいい？

Ans.

保護者の間での連絡網としてLINEのグループが使われるケースが多いと思います。グループ内だと鍵がかかっていて、他の人には見えないと安心されている方も多いようです。

しかし、内容をコピーしたり、保存したり、また他の人に転送することも可能です。

Q17-4. 親が最低限知っておきたいネットマナーは？

Ans.

メールやLINE、Facebookなどのメッセージングアプリを利用して、連絡事項を伝えたり、情報交換を楽しんだりする方も多いと思います。人によってサービスの経験度や価値観が違うので、全く使ったことがない人もいれば、すぐ返信をする人、必要に応じて対応する人などさまざまです。相手の状況は多種多様であることを理解した上で、相手を尊重したコミュニケーションを心がけましょう。遅い時間の連絡や必要のないメッセージは控えるなどのマナーや、緊急時は電話で連絡をするなどの使い分けも重要です。

学校に行くようになると、PTAなどで保護者がネットの利用について学ぶ機会もあります。未就学児の場合はそうした機会が少ないため、講座を利用してまずは大人が情報モラルを身につけ、ネットを有効に活用していきましょう。